高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年11月４日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　吉岡　幹夫

記

１．⑴の表中、「鉾田市（鉾田インターチェンジ）」を「行方市（行方インターチェンジ）」に、「あきる野市から成田市」を「あきる野市から千葉県香取郡多古町」に改める。

１．⑵②ナ㈠のうち、「あきる野インターチェンジから大栄ジャンクション」を「あきる野インターチェンジから多古インターチェンジ」に改め、表（但し書きの表を除く）に別紙１のとおり加える。

１．⑵②ナ㈠但し書きの表に、次のとおり加える。

軽自動車等

	圏央成田	多古
海老名	4,421.297	4,541.667

普通車

	圏央成田	多古
海老名	5,523.149	5,671.297

中型車

	圏央成田	多古
海老名	6,625.000	6,810.186

大型車

	圏央成田	多古
海老名	9,115.741	9,347.223

特大車

	圏央成田	多古
海老名	15,180.556	15,550.926

１．⑶⑩ロの表（但し書きの表を除く）に、別紙２のとおり加える。

１．⑶⑩ロ但し書きの表に、次のとおり加える。

軽自動車等

	圏央成田	多古
海老名	420	420

普通車

	圏央成田	多古
海老名	510	510

中型車

	圏央成田	多古
海老名	620	620

大型車

	圏央成田	多古
海老名	850	850

特大車

	圏央成田	多古
海老名	1,420	1,420

１．⑶⑪ロの表に、次のとおり加える。

東北自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

川口ジャンクションから圏央成田まで	150	150	150	150	150
川口ジャンクションから多古まで	150	150	150	150	150
浦和から圏央成田まで	150	150	150	150	150
浦和から多古まで	150	150	150	150	150
岩槻から圏央成田まで	150	150	150	150	150
岩槻から多古まで	150	150	150	150	150
久喜から圏央成田まで	150	150	150	150	150
久喜から多古まで	150	150	150	150	150

関越自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

練馬から圏央成田まで	150	150	150	150	150
練馬から多古まで	150	150	150	150	150
所沢から圏央成田まで	150	150	150	150	150
所沢から多古まで	150	150	150	150	150
三芳スマートから圏央成田まで	150	150	150	150	150
三芳スマートから多古まで	150	150	150	150	150
川越から圏央成田まで	150	150	150	150	150
川越から多古まで	150	150	150	150	150
鶴ヶ島から圏央成田まで	150	150	150	150	150
鶴ヶ島から多古まで	150	150	150	150	150

常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

三郷から圏央成田まで	10	—	—	—	—
三郷から多古まで	40	—	—	—	—
三郷料金所スマートから圏央成田まで	10	—	—	—	—
三郷料金所スマートから多古まで	40	—	—	—	—
流山から圏央成田まで	10	—	—	—	—
流山から多古まで	40	—	—	—	—
柏から圏央成田まで	10	—	—	—	—
柏から多古まで	40	—	—	—	—